

熊本県有明海区漁業調整委員会

第506回議事録

令和3年（2021年）9月15日開催

第506回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和3年(2021年)9月15日(水) 午後2時から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 橋本孝 吉本勢治 木山 義人 藤森隆美 浜口多美雄
西川幸一 平山泉 小森田智大 八塚 夏樹 佐小田眞智子

(欠席委員) なし

(漁業取締事務所) 主任技師 久保 英助

(水産振興課) 主幹 鮫島守 主幹 木村武志

(事務局) 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史 参事 郡司掛博昭
技師 東海林明

(傍聴人) 熊本県漁業協同組合連合会 指導部長 橋口謙吾

議 事

(1) 議題

議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について(照会)

第3号議案

海区漁業調整委員会規定の改正について(協議)

(2) 報 告

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ(大型魚)
の採捕の制限に係る公示について(報告)

事務局

定刻になりましたので、第506回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は10名中10名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

なお、小森田委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートにより出席されておりますことを併せて御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第506回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料及び「漁業法関連法令」冊子を1部ずつお配りしております。よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長をお願いします。

議長

それでは、ただ今から第506回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきましては、本日は吉本委員と平山委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間」について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。現在、知事許可漁業の中目流し網漁業、三角網漁業、その他のかご漁業について、延べ4漁協から新規の漁業許可の要望があります。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されていますので、今回、要望の

あった3つの漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。前回の委員会と同じ資料もございますが、法令集に中目流し網漁業及び三角網漁業に関する日本漁具漁法図鑑から抜粋した資料を添付しておりますので、適宜ご確認ください。

まず、中目流し網漁業から説明いたします。資料の4ページをご覧ください。今回、3種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、1つ目の制限措置については、荒尾市の地先である有共第1号共同漁業権漁場内及び熊本有明海の中央に位置する共有の共同漁業権である第21号共同漁業権漁場内、その他の2つの制限措置は、熊本市西区松尾地先である有共第10号共同漁業権漁場内、熊本市西区沖新地先である有共第12号共同漁業権漁場内及び有共第21号共同漁業権漁場内となっています。各共同漁業権の位置については、冊子の上から3枚目又は4枚目の共同漁業権連絡図でご確認ください。漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び馬力数は、船舶の総トン数が5トン未満、推進機関の馬力数が定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、それぞれ1隻となっています。漁業を営む者の資格は、住所要件として、上から、荒尾市荒尾に住所を有する者、熊本市西区西松尾町に住所を有する者、熊本市西区沖新町に住所を有する者、それと熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年（2021年）9月29日から令和3年（2021年）10月6日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）11月30日までとし、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。中目流し網漁業については、以上です。

次に、三角網漁業の制限措置になります。法令集の上から2枚目の表面の下段の及び裏面上段の船びき三角網漁業をご覧ください。三角網漁業とは、図のような三角形の漁具を漁船で曳くなどして、シバエビ等を漁獲する漁法になります。資料5ページをご覧ください。表の見方は先ほどの中目流し網漁業と同様です。操業区域は有共第9号共同漁業権漁場内、漁業時期は1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は熊本市西区河内町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）9月29日から

令和3年（2021年）10月6日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）8月31日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。三角網漁業については以上です。

最後に、その他のかご漁業についてです。資料6ページをご覧ください。いかかご漁業のように漁獲対象とする魚種の名前が付いたかご漁業がございますが、それらに区分されないかご漁業をその他のかご漁業として区分しています。地域によって異なりますが、主にめばる、かさご、ちぬを狙う漁業になります。操業区域は有共第9号共同漁業権漁場内、漁業時期は3月1日から11月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっております。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格は熊本市西区河内町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者となっております。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、三角網漁業と同様、令和3年（2021年）9月29日から令和3年（2021年）10月6日までを予定しています。許可の有効期間は許可日から令和4年（2022年）11月30日までとしています。また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。その他のかご漁業については、以上です。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

それでは、第1号議案の審議に入りたいと思います。
第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声。

議長

それでは異議がない旨、回答します。
続きまして、議題の第2号議案「令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。第2号議案「令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」、皆様の意見を伺いたく、照会させていただいております。それでは座って説明させていただきます。

資料9ページをご覧ください。うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、県内のうなぎ養殖用及び県内河川等への放流用に供するものに限りウナギ種苗の採捕を許可し、ウナギ資源の健全な活用と資源の維持を期すると共に、ウナギ種苗の採捕秩序の確立を図ることを目的としており、管理年度ごとに内容の見直しを行った上で制定しています。今回は令和3年12月から令和4年4月の令和4年産のうなぎ種苗採捕に係る取扱方針についてご意見を伺うものです。

取扱方針の内容に入る前に、うなぎをめぐる状況について、水産庁資料を用いてご説明します。資料は10ページをご覧ください。

なお、今回の説明で「ウナギ」と呼ぶ種は全てニホンウナギを指します。

ウナギは平成26年に、近い将来絶滅の危険性が高い種としてレッドリストに掲載されましたが、依然として生態に不明点が多く、資源の減少要因についても特定できていない状況のため、予防原則に従い全国で様々な管理措置が取られています。本県では、漁業調整規則において、海面、内水面の両方で、全長21cm以下のウナギの採捕を禁止し、21cm以上のものについても、委員会指示により期間を定めて採捕禁止にしています。

ウナギ資源が減少している一方、ウナギ養殖を行うために必要な種苗であるシラスウナギを人工的に大量生産する技術が未だ確立されていないことから、ウナギ養殖業では天然資源に頼らざるを得ない状況にあります。そのため、本県ではウナギ養殖で必要になる最低限の量を採捕することを漁業調整規則に基づき知事が特別に許可しています。

続いて資料11ページをご覧ください。ウナギが絶滅危惧種に指定されたことを受け、ウナギ養殖業は国の許可がなければ営むことができない指定養殖業となっており、本県では14業者が国の許可を受けて営んでいます。このうち、シラスウナギを使用して養殖することができる許可を保有している者が8業者います。これらの業者が自らの養殖に使用するシラスウナギを採捕する場合又は熊本県養鰻漁業協同組合がこれらの業者へ種苗を供給する場合に、種苗の採捕を許可しています。また、内水面漁協が漁業権漁場内に放流する目的で採捕する場合にも、同様に許可しています。

次に本県におけるウナギ種苗の特別採捕許可の仕組みについて、ご説明させていただきます。資料 20 ページをご覧ください。

許可を受けた許可取得者が必要な量のシラスウナギを全て自分で採捕することはできないため、採捕従事者を使って集めることとなります。さらに、シラスウナギの違法な流通をなくすため、本県では採捕従事者が採捕したシラスウナギは指定集荷人を通じて許可取得者の下へ全て集められる仕組みとなっています。シラスウナギの特別採捕に関しては、海上保安部、漁業取締事務所及び県警と連携し、違法採捕の取締りを行っておりますが、特別採捕許可に基づく採捕であることを明確にするため、採捕従事者、指定集荷人に対し、顔写真入りの採捕従事者証、指定集荷人証を交付するとともに、採捕従事者には資料 13 ページの指定の帽子を着用することを義務づけております。本県では、固定式の網具又は手持ちの網を使用して採捕されており、漁具漁法及び採捕区域ごとに許可しています。固定式の網具は内水面と海面で呼び名が変わり、内水面で使用されるものを提灯たぶ、海面で使用されるものをちょうちん網と呼んでいますが、基本構造はどちらも同じです。手持ちの網での採捕については、内水面、海面ともにたも抄いと呼んでいます。

それでは、令和 4 年産の取扱方針の内容についてご説明します。資料は再び 9 ページをご覧ください。取扱方針で定められている主な内容は、「漁具漁法の指定」、「許可取得者、採捕従事者、制定集荷人の責務」、「許可、採捕従事者、制定集荷人の対象者」、「採捕の区域」、「採捕数量、漁具数、たも抄いの採捕従事者数等の制限」、「許可の条件」、「不許可及び許可取消しの要件」、「許可期間及び採捕の期間」、「採捕実績の報告義務」となります。

今回の方針では、基本的な許可の仕組みについては従来の方針から変更を加えていませんが、大きく分けて 5 つの目的で修正を行っている箇所があります。1 つ目が、方針内の年や体裁等の軽微な修正。2 つ目が、特別採捕許可の実態に合う形への修正。3 つ目が、平成 28 年産からウナギ養殖業が国の許可制度へ移行した際に行った修正の補完。4 つ目が、昨年 12 月の漁業法改正に伴い改正された熊本県漁業調整規則の表記や運用に合わせる修正。最後の 5 つ目が、令和 2 年 7 月豪雨被災者を救済するための修正です。今回の修正の内容については、7 月 20 日に行われました内水面漁場管理委員会や関係団体へ意見を伺い、問題がないことを確認しております。

令和 4 年産の取扱方針案は資料 15 ページ以降となりますが、ここで

は修正箇所及び修正の内容がわかるよう、資料 25 ページ以降の新旧対照表を使用してご説明いたします。また、修正箇所ごとに修正の内容と修正理由をご説明させていただきますと膨大な時間を必要としますので、修正目的の(1)から(4)までの体裁の修正や実態との整合等に関する部分につきましては説明を省略させていただき、目的(5)の令和 2 年 7 月豪雨被災者を救済するために行った修正について、ご説明いたします。

資料は 38 ページをご覧ください。新旧対照表では左端に令和 4 年産の新たな取扱方針の案、中央に令和 3 年産の旧取扱方針、右端に改正理由を記載しています。修正を行った箇所はたも抄いの採捕従事者数を制限する規定であり、従来、ただし書きによって前年産の許可実績人数を上限に許可する仕組みとなっていました。昨年は令和 2 年 7 月豪雨があり、養鰻組合から申請されている芦北地区のたも抄いの採捕従事者が被災したため、芦北地区でのたも抄いの許可申請を断念せざるを得ない状況が発生しました。これにより、養鰻組合のたも抄いの許可実績が減少してしまい、今年の許可申請で芦北地区のたも抄いの採捕従事者を復帰させることができなくなっています。豪雨で被災し許可申請ができなかったという事情を考慮し、県として被災者を救済する必要があると判断したため、今年に限り、前年許可実績を上限とする規定を 2 年前まで遡ることができるよう修正します。また、これは、被災者の救済を目的とした特別な措置であることから、修正は今年に限り、来年以降は元の規定に戻すこととします。

以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしく願います。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

はい、藤森委員。

藤森委員

2 点お願いします。採捕の帽子をかぶりなさいとのことですが、寒い時には耳当てがある帽子をかぶると思います。指定の帽子に耳当てをつけることは考えられないでしょうか。そうすると、ずっとかぶることができますが、耳が冷たいから、採捕従事者の皆さんは違う帽子をかぶるのだと思います。これについて、一つ検討をお願いします。

もう一つ、水産庁の方で、しらすうなぎの採捕については、漁業権による許可化の動きがありますが、その場合、熊本県の方では、養鰻

漁業協同組合と生産者が池の面積に応じて採捕量を決めて獲っていると思います。これが漁業権化した場合、海面では37漁協ありますが、誰が管理していくのでしょうか。例えば、緑川で採捕したしらすうなぎを誰がどのように販売しているかわからない。せっかくワシントン条約でほんうなぎがリストから外され、水産庁も頑張っており、少しうなぎが獲れるようになってきた中で、不正が行われた場合、台湾へは出荷しないことが決まった。そんな中で、取り締まる際にも漁協では把握できない。やはり今までどおり養鰻組合が池の面積に応じて、採捕量を按分して管理していただきたいということを私はお願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

水産振興課

水産振興課です。一つ目の帽子のことですが、耳当てがなく寒いので、違う帽子をかぶられていて、取締が巡回してきた時に規定の帽子を出されているのを私達も確認しています。現状、業者にどのような帽子のバリエーションがあるかわからないことがありますので、耳当てをつける帽子があるかどうかについては、検討させていただければと思います。実際、今までの帽子しか種類がない場合は、耳当てを付ける等の対応をお願いできればと思います。

二点目の法改正に伴い、制度の変更があることについてですが、漁業権に基づいた採捕になるわけではありません。知事許可漁業での採捕になります。採捕数量の管理については、従来は池の面積からしらすうなぎの池入れ数量を算出し、それに基づき採捕量を決定していましたが、平成27年度からうなぎの養殖業が許可化されたことに伴い、国が養殖業者ごとに池入れ数量を決定しており、その池入れ量を採捕しても良い量としております。今後もそのように続けていく予定で、許可を受けた者が採捕しても良い量は、国の養殖許可と連動した数量となっております。採捕される方としては、養殖許可を受けている業者と養鰻漁協に対して許可するという体制は変えないことをこちらでは検討しているところで、誰でも許可が取れることにはならないと想定しています。

熊本県は採捕従事者1人1人に許可を出すのではなく、養殖業者に許可を出し、指定集荷人を通じて採捕従事者から種苗を集めて、きちんと闇に流れるような流通はさせないという体制をとっておりますので、同じような仕組を新しい制度の中に落とし込んでいきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

藤森委員

これに関しては、水産庁ともやり取りして、どうしたらレッドリストから除かれるか検討し、まずは数量の制限と明確な数字を出す、それと漁業者自ら10月から3月末までの下りうなぎの採捕禁止という取組を経て許可が出たので、今後も漁業権免許にならないという理解でよろしいですね。

水産振興課

水産振興課です。知事許可漁業で引き続き県が管理するということで進めていきます。許可化は令和5年の12月からということで、それに向けてきちっとしたいと思います。

水産庁も熊本県の仕組みは理想的で、全国の取組の中でも優れた仕組とおっしゃっていますので、今後もこの体制でやっていきたいと思っています。以上です。

藤森委員

ありがとうございます。せっかくここまできたのだから、引き続き宜しくお願いいたします。

議長

他にございませんか。

委員

意見なしの声。

議長

それでは、第2号議案の審議に入りたいと思います。

第2号議案「令和4年産うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声。

議長

それでは異議がない旨、回答します。

続きまして、議題の第3号議案「海区漁業調整委員会規定の改正について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局です。

第3号議案、海区漁業調整委員会規程の改正について御説明させていただきます。

資料49ページをご覧ください。

本委員会で委員の皆様にご協議いただく海区漁業調整委員会規定の改正案をお示ししております。

海区漁業調整委員会規定は、以下、規程と略させていただきます。

この規程は、第1条の趣旨にもありますとおり、漁業法やその他関係法令に特別の定めがある場合を除くほか、海区漁業調整委員会の会議等に関し必要な事項を定めたものになります。

今回、本規程を改正する協議を行っていただくわけですが、資料の50ページの規程第13条に、この規程の改正は、委員会の議決によって行うと定めてありますので、本委員会で協議していただきたいと思っております。

具体的な改正の内容を御説明します。資料51ページをご覧ください。

改正箇所及び改正の内容が分かりやすいよう、海区漁業調整委員会規程新旧対照表を使用して御説明させていただきます。

資料の左の欄に旧（現行の規程）、右の欄に新（改正する規程案）を示しました。

改正する箇所にアンダーラインを引いています。

今回の改正は、昨年12月に施行された改正漁業法に伴うものと、行政手続きにおける国民の負担軽減と利便性を図ることを目的とする押印の見直しに伴い、関係する規程の条項の改正を行うものです。

はじめに、資料51ページの規程第3条第2項をご覧ください。

漢数字をアラビア数字に改正したいと考えております。

次に、資料51ページから52ページにかかる規程第3条第3項をご覧ください。左の欄の旧規程では、「会長は、会議を招集しようとするときは、会議開催の3日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を公衆の見易い方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。」と規定されています。昨年12月に施行された改正漁業法第185条において、「公示は、インターネットの利用その他の適切な方法で行う」と規定されていますので、本委員会の規程についても、公示の方法を「インターネットの利用その他の適切な方法」に改正したいと考えております。

次に、資料53ページの規程第8条と第9条をご覧ください。

どちらも、押印見直しに伴い、改正を行うものです。請願書については、署名又は記名押印、議事録については署名押印が必要であることを規定していましたが、押印見直しの趣旨に鑑み、何れも署名のみへと改正したいと考えております。

資料54ページの附則につきましては、今回の改正に伴い、改正後

の規定を令和3年〇月〇日から施行し、平成21年4月1日に制定した現行の規程を廃止したいと考えております。

以上、規程の改正について御説明させて頂きました。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なしの声

議長

ないようですので、第3号議案の審議に入りたいと思います。
第3号議案「海区漁業調整委員会規定の改正について」は、異議なしということで、よろしいでしょうか。

委員

異議なしの声

議長

それでは異議がない旨、回答します。
次に、議事2の「報告」の「日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る公示について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。「日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る公示について」報告させていただきます。

資料は57ページをご覧ください。

水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室から令和3年8月20日付けで、広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）採捕の制限に係る公示について、事務連絡が発出されました。

これを受けて、56ページの令和3年8月26日付けで本県水産振興課長名で、県内遊漁団体、県漁連、沿海漁協、沿海市町、熊本海上保安部、県関係機関に周知しております。

内容についてですが、前回の本委員会での報告と重複する部分がありますが、56ページの送付文で説明させていただきます。

くろまぐろの遊漁については、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第66号に基づき、令和3年6月1日から、30kg未満の小型魚の採捕禁止、30kg以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告

が開始されました。

また、同委員会指示67号により、同委員会会長は、遊漁者による大型魚の採捕が漁獲可能数量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示されるとされております。

前回の委員会で報告させていただきましたが、公示の発出の目安としては、大型魚が20トン程度採捕された場合とされており、今般、水産庁からの事務連絡で、広域漁業調整委員会指示に基づき、大型魚の採捕禁止期間が令和3年8月21日から令和4年5月31日までと公示され、遊漁団体、漁業団体、各都道府県に周知されているところです。

以上で、報告を終わります。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

意見は無いようですので、議事2の「報告」についての質疑は終了いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

藤森委員

今のでちょっとよろしいですか。

議長

はい、藤森委員。

藤森委員

大型魚については、枠が増えたと思いますが、30kg未満のこちらではヨコワと言うんですかね、これについてはどうなっているのでしょうか。

水産振興課

水産振興課です。ヨコワは、くろまぐろの成長の段階での呼び名のひとつで、小型魚に相当します。今回の広域漁業調整委員会指示は、遊漁者による大型魚の採捕禁止になります。遊漁者による30kg未満の小型魚の採捕は、すでに禁止になっておりますので、今回の委員会指示により、遊漁者は全サイズくろまぐろを採捕できないということになります。

藤森委員 では、全てのヨコワはリリースしないといけないということですか。

水産振興課 そうですね。狙って獲ることはできないということになります。ただ、くろまぐろではない魚を狙って釣りで、誤ってくろまぐろを釣った場合、すぐにリリースすれば、採捕にならないと水産庁から伺っております。

議長 よろしいですか。

藤森委員 はい。よくわからないですけど。小型魚はいくつか呼び名があるんですよ。

水産振興課 はい。シビとヨコワとメジと、小さいのはいくつか呼び名はあります。

木山委員 すみません、お尋ねします。
最近、私達漁民の問題になりますけど、違反操業の話をお願いします。海上保安庁や長崎県の実績船が実績りを行った噂を聞きますが、そういった事実を把握されているのでしょうか。

藤森委員 たちうおの件ではないかな。

水産振興課 はい、水産振興課です。長崎県から漁協名を明かさないう形で、熊本県の漁業者について、こういう違反があったという旨の内容で、こちらの方に通知が来ております。先月と先々月に2件ほどです。こちらとしても把握しております。以上です。

木山委員 私が聞いたところによると、海上保安庁から2件、それと長崎県の実績船から1件、これは中目流し網漁業、たちうお関係だと思えますけど。
やはりこういったところについて、実績りを受けることは、熊本県の漁民として不名誉なことだと思います。
そこで、お願いですけど、許可を出す段階で、許可証に4から5項目の簡単な注意書きが出されていると思えますけど、更に踏み込んで、こういうことに注意しなさいとか、こういうことを重視しなさいとか、もっと強い要望というか、もっと強い表現の要望を許可を出す際に入

れたらどうかと思うんですけどね。

私達組合としても、漁業許可を許可者に手渡しする際、口頭で注意はしているのですが、これだけ取締りを受けている漁民がいるということは、何らかの対応が県としてもすべきではないかと思うんですけど、その点をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。ご意見ありがとうございます。全ての漁業許可ではなく、違反が目立つような案件については、漁協経由で許可証をお渡しする機会が多いので、紙をつけることについて、今から検討させていただきますが、この場では、こうしますと言えないのですが、前向きに検討させていただきますということでよろしいでしょうか。

木山委員

ありがとうございます。私達組合としても、対策を練っていききたいと思えますけど、県も是非、御検討を宜しくお願いいたします。

藤森委員

ちょっとよろしいでしょうか。

議長

はい、藤森委員。

藤森委員

今の返事は安易にしないほうが良いです。陸と違って、海は船が漁をしている際、北風で押し流されたということもあり、これも罰則となるのか。

罰則となるのであれば、有共第21号のラインにブイを浮かべ、ここまでは熊本県、ここから先は長崎県ということを明記すべきです。組合長達でも境界線をわかっている人は少なく、漁業者が全員GPSを持っているわけではない。境界線を取締りの対象とするのであれば、ちゃんとした標識を作ってあげないといかんと思います。

だから、安易に返事をしないほうが良いと思います。

水産振興課

取締りの話と調整の話が出ましたが、取締りとしては、境界線のしっかりとした判断基準を持って、海上保安部にしても、取締船にしてもやっております。違反した者に対しては、きちっと中身を聞いて、判断されていると思います。

違反が多いものについては、私たちがこういった案件があるので、注意喚起を行うというのは、別途検討していきたいと思えます。

藤森委員

くれぐれも注意してほしいのは、他漁業に対する嫌がらせ、いたず

らです。要するにいかかごとか、かにかしとかの漁具を切って、自分の網を流すといったこと、これは、絶対にいけない。皆、生活がかかっているから、県はそこだけは押さえてほしい。

水産振興課

水産振興課です。実は、先日、藤森委員も含め、私たちも漁場に行き、現場を確認させていただいたところです。

現行では、県漁連さんに注意喚起をさせていただいているところですが、さらにひどくなれば、レベルを上げた注意喚起をすることになると思います。

藤森委員

お願いしておきます。

議長

他にありませんか。

委員

意見なしの声。

議長

なければ、これで第506回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。お疲れ様でした。